

令和4年 第9回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和4年9月12日（月）

午後2時00分から午後2時33分

場所：不知火防災拠点センター

研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	澤村 輝彦	6 番	本郷 幸弘
7 番	本崎 弘	8 番	欠	9 番	川村 良行
10 番	坂本 節子	11 番	欠	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

○欠席委員（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない）

農業委員

山田 哲郎

吉田 次一

農地利用最適化推進委員

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後2時00分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第49号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 4 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 11 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。先だって台風 11 号が東シナ海を北上しましたが、宇城市においては大きな被害もなく過ぎていきました。台風 12 号が石垣島の方にいますけれども、これは中国大陆の方に行きそうで心配はないかと思います。しかし、またこれから台風シーズンが続きますので心配ではございますが、頑張って生産の方に励んでいただきたいと思います。また、新型コロナウイルス感染が続いていますので、本日は農業委員の皆様だけの総会にさせていただきました。ご苦勞をおかけしますが最後までよろしく願いいたします。

先日程行われました県の最適化推進大会はたいへんお疲れさまでした。そして副会長の川村委員が表彰を受けられました。おめでとうございます。

それでは早速、審議に入りたいと思います。

議 長 これより令和 4 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、6 番 本郷委員、7 番 本崎委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 46 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 9 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第

1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長

申請番号 1 番及び 2 番は、	三角 4	村山委員に代わりまして
	2 番	田口委員より
申請番号 3 番及び 4 番は、	松橋 5	上村君博委員に代わりまして
	7 番	本崎委員より
申請番号 5 番は、	9 番	川村委員より
申請番号 6 番は、	小川 3	百家委員に代わりまして
	9 番	川村委員より
申請番号 7 番は、	豊野 2	川端委員に代わりまして
	12 番	城塚委員より

それぞれ説明を求めます。

田口委員

申請番号 1 番と 2 番について説明します。申請理由につきましては、農地を随分前に交換し、既に耕作されていましたが所有権移転登記を済ませてなかったということで、正式に登記を行うため、今回の申請となっております。若干面積に差はありますが、本人同士了承しているということです。交換後においても効率的に利用されており、地域との調和要件にも支障はないと認められることから許可は可能と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

本崎委員

申請番号 3 番及び 4 番は、譲受人が同じ人ですので併せて説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇号線、〇〇の四つ角がありますが、その四つ角に〇〇があります。その裏側の一帯です。ここは数年前よりほとんど耕作されていませんが、草刈等を行い管理されている状況です。譲受人は〇〇にお住いの方で野菜を作りたいということです。購入価格が気になりますが、地域の人も管理が整うことを望まれており問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

川村委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人は、長年この土地で稲作をされており、今回、譲渡人が贈与したいという相談を受け、譲受人が購入されるということです。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による贈与です。譲渡人の方が土地を整理するために誰かに贈与したい、ということで譲受人を探しておられましたが、なかなか見

つからず、当該地の隣接地所有者の方に相談したところ購入したいということでした。また、譲渡人の希望により無償贈与ということで話がまとまりました。譲受人は法人化されており機械の保有状況から何ら問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

城塚委員 申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大です。場所は譲受人の所有地と隣接しており、何ら問題はないかと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 7 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありました。案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 46 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 46 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 47 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 47 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 4 年 9 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番及び 2 番は、 松橋 2 村田委員に代わりまして

説明を求めます。

本崎委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は住宅用の通路でございまして、場所は県道〇〇から〇〇に入ってくる所に信号がありますが、その右側で現状も通路として使用されており始末書添付の申請になっております。排水同意は添付してあり、隣接はありません。ご審議よろしく申し上げます。

続いて申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用目的は資材置場です。場所は〇〇小学校から〇〇に上っていた所に〇〇公民館がありますが、その前になります。排水同意、隣接同意もあり問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 2 番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。

議 長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 47 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 47 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 48 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 48 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 9 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長	申請番号 1 番は、	5 番	澤村委員より
	申請番号 2 番及び 3 番は、	7 番	本崎委員より
	申請番号 4 番は、	松橋 1	中塘委員に代わりまして
		6 番	本郷委員より
	申請番号 5 番及び 6 番は、	松橋 2	村田委員に代わりまして
		7 番	本崎委員より
	申請番号 7 番は、	松橋 4	田中委員に代わりまして
		6 番	本郷委員より
	申請番号 8 番は、	10 番	坂本委員より
	申請番号 9 番及び 10 番は、	小川 3	百家委員に代わりまして
	9 番	川村委員より	

それぞれ説明を求めます。

澤村委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は、〇〇から南へ 150m ぐらいの所に〇〇がありますが、そこから入った〇〇という集落でございます。20 数年前からそのエリアの中に住宅がどんどん建っていく中で、ここもその一角になるのですが、隣接地の住人が住宅を建てられた時にこの細長く狭小の農地だけは余裕がないので購入できないとのことで、それからずっとこのまま残っていたようです。今回、隣接地の住人が住宅を手放すということで、この農地を含めて譲受人が住宅地として購入され、今後、住宅も含めて売買するというので、この農地を含めて買い取るとの案件です。周囲は集団的に住宅が建っており、排水同意、隣接同意も含めて問題ないと思われるので、ご審議よろしく申し上げます。

本崎委員

申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は敷地の拡張です。この案件は〇月に申請のあった所の隣接する土地でありまして、前回一緒に申請したいということでしたが、当時は問題が解決していないところがあり、遅れて今回の申請になったということです。場所は〇〇小学校と〇〇の中間ぐらいにある〇〇地区です。排水同意、隣接同意もあり問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

続きまして、申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は仮設の事務所及び資材置場です。これは〇〇工事に伴うもので一時転用するものです。排水同意、隣接同意もあり問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

本郷委員

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は駐車場です。借受人の〇〇の西側、旧〇〇線沿いの方に駐車場として申請をされています。排水同意はあり、隣接はありません。何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

本崎委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は農業用倉庫です。これは農地所有者の方より連棟ハウス及びハウス製の倉庫を借りており、始末書添付のうえ今回の申請となったものです。排水同意、隣接同意もあり問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

続きまして、申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅6棟の建設です。場所は〇号線から〇〇の西側に入った所です。ここはほとんど住宅開発が進んでおりまして、申請地の所だけ3筆が残っているというような状況です。隣接はありません。排水同意は得ており問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

本郷委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅で隣接同意、排水同意もあり何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

坂本委員

申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。一時転用で理由は資材置場と駐車場です。場所は〇〇線の〇〇沿いです。既に使用されますので、始末書が添付となっています。何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

川村委員

申請番号9番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。別の所に住んでいる娘夫婦が近くに家を建てるということでの申請です。隣接同意、排水同意もあり何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

続きまして、申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は、〇月申請があつて譲受人が 1 人だったのですが、2 人の共有名義にしたいとの返納後の再申請です。隣接地はありません。排水同意はあり何ら問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、〇〇支所から 500m 以内の農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番及び 3 番、8 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 5 番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、農用地利用計画において指定された用途として、農業用施設として転用されるものであり、農用地区内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 6 番は、3 筆の内 2 筆は特定土地改良事業の対象となった第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。残り 1 筆は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 7 番及び 9 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 10 番につきましては、幅 4m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に〇〇医院と〇〇医院があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 10 番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。

議 長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 48 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 48 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第 49 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 49 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和4年9月12日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の 14 ページの所有権移転の申請番号 401 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 今月は、農業公社への売り渡しが 1 件です。地目は田で面積は 2,435 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。

議 長 何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 49 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

- 議 長** 全員挙手です。よって議案第 49 号は、原案どおり承認することに決定されました。
- 議 長** それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願いします。
- 事務局** 16 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思えます。
- 議 長** これは、報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。
- 議 長** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 4 年 9 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。
- 閉 会** （午後 2 時 33 分）職務代理者の号令による、起立、礼。